



第98期 定時株主総会 招集ご通知

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

日時

2025年6月27日(金)

午前10時 (受付開始:午前9時)

場所

東京都港区赤坂五丁目3番2号

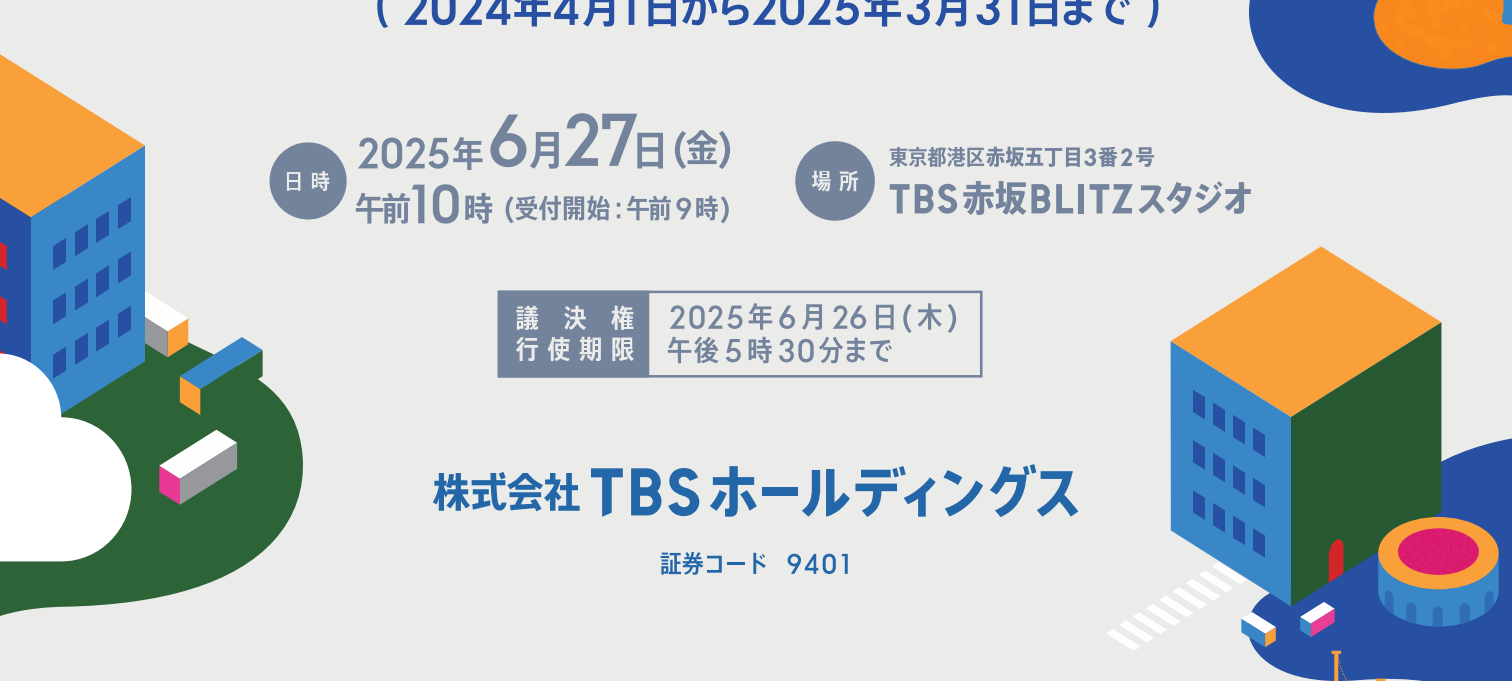
TBS赤坂BLITZスタジオ

議決権
行使期限

2025年6月26日(木)
午後5時30分まで

株式会社 TBSホールディングス

証券コード 9401



企業理念

TBS グループの事業の目的とその存在理由。
あらゆる経営活動の根幹をなすもの。

TBS グループは、
時代を超えて世界の人々に愛される
コンテンツとサービスを創りだし、
多様な価値観が尊重され、
希望にあふれる社会の実現に貢献してまいります。

ブランドプロミス

TBS グループ社員一人ひとりの胸に刻む、
お客様への約束であり、これからの未来への志。

私たちは、
さまざまなフィールドで心揺さぶる時を届け、
社会を動かす起点を目指します。

最高の“時”で、明日の^{あす}世界をつくる。

From TBS

ブランドメッセージ

企業理念とブランドプロミスを凝縮した、
お客様や社会と
コミュニケーションするための言葉。

ときめくときを。

「今を時めく」時代を捉えた
コンテンツとサービスで、
「心、ときめく」ときをお届けし、
より良い世界をつくっていく、という
TBS グループの普遍的な約束と志を
込めています。

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

情報が溢れる現代、放送局には高い信頼性や公共性が求められています。TBSテレビを中核子会社に持つ当社グループとしては、コンプライアンスと人権尊重を徹底し、「マスメディアとしての社会的使命と信頼」をしっかりと果たしてまいります。

TBSテレビは、2024年度の視聴率が「LTV4-59」（4～59歳）で、全日帯・ゴールデン帯・プライム帯でいずれも2位となりました。全日帯での2位は、1997年に個人視聴率の調査が始まって以降、初めてです。2025年度も好調にスタートしております。今後も魅力溢れるコンテンツで1位を目指します。

当社グループは、「中期経営計画2026」の初年度である昨年度を「グローバル元年」と決めました。2年目に当たる今年、米国Bloombergとの提携により立ち上がったTBS CROSS DIG with Bloombergは経済情報のデジタル配信拡充に加え、チャンネル登録者数も順調に増加しております。

一方、海外戦略会社THE SEVENにつきましては、制作スケジュールの調整により複数コンテンツの売上計上時期を2026年度へ変更いたしました。計画達成に向けた体制強化を図り、日本発グローバル向けハイエンドコンテンツの創出に、これからも力強く挑戦してまいります。

さらに、「知育・教育」も重点領域と考えています。AI（人工知能）の発達で、「自ら考えて課題に取り組む、想像力を育む教育」がより一層、求められる時代です。エンタテインメントと教育（エデュケーション）を融合した“エデュテインメント”で、新たな市場を開拓します。

私たちは、信頼の重要性を深く認識し、グループ一丸となって努力を重ねてまいります。ますますのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 TBS ホールディングス
代表取締役社長

阿部 龍二郎

株主各位

証券コード 9401
2025年6月3日

東京都港区赤坂五丁目3番6号

株式会社TBSホールディングス

代表取締役社長 阿部 龍二郎

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tbsholdings.co.jp/ir/stakeholders/meeting.html>



株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9401/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに下記に従いお手続きくださいますようお願い申し上げます。

▶インターネットによる議決権行使の場合

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

▶書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

1	日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場 所	TBS赤坂BLITZスタジオ（東京都港区赤坂五丁目3番2号）
3	株主総会の 目的事項	報告事項 - 第98期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第98期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬等の額 および内容決定の件 第5号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件 第6号議案 監査役の報酬額改定の件 第7号議案 一般財団法人 赤坂クリエイティブ財団の活動支援を目的 とした第三者割当による自己株式の処分の件 <株主提案> 第8号議案 剰余金処分の件 第9号議案 自己株式取得の件 株主提案の議案の要領は、株主総会参考書類に記載のとおりです。
4	招集にあたって の決定事項	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主さま1名に委任することができます。ただし、事前に代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



議決権を行使する方法は、右記の3つの方法がございます。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、【当社ウェブサイト】および【株主総会資料 掲載ウェブサイト】において、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ▶ 書面交付請求をいただいた株主さまにお送りする電子提供措置事項を記載した書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

事業報告

企業集団の現況
事業の経過およびその成果
対処すべき課題
財産および損益の状況
主要な事業内容
主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況
株式の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書
個別注記表

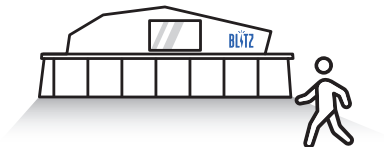
監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

なお、監査役および会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

株主総会に

ご出席される場合



議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

日 時

2025年

6月27日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで

議決権を行使される場合



次のページの案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年

6月26日（木曜日）

午後5時30分入力完了分まで

インターネットで
議決権を行使される方は5ページへ

書面（郵送）で



議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年

6月26日（木曜日）

午後5時30分到着分まで

書面（郵送）で
議決権を行使される方は6ページへ

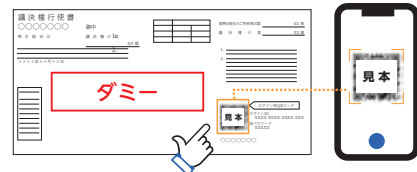


インターネットによる議決権行使のご案内

① スマートフォンでQRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使ウェブサイトへログインいただけます。

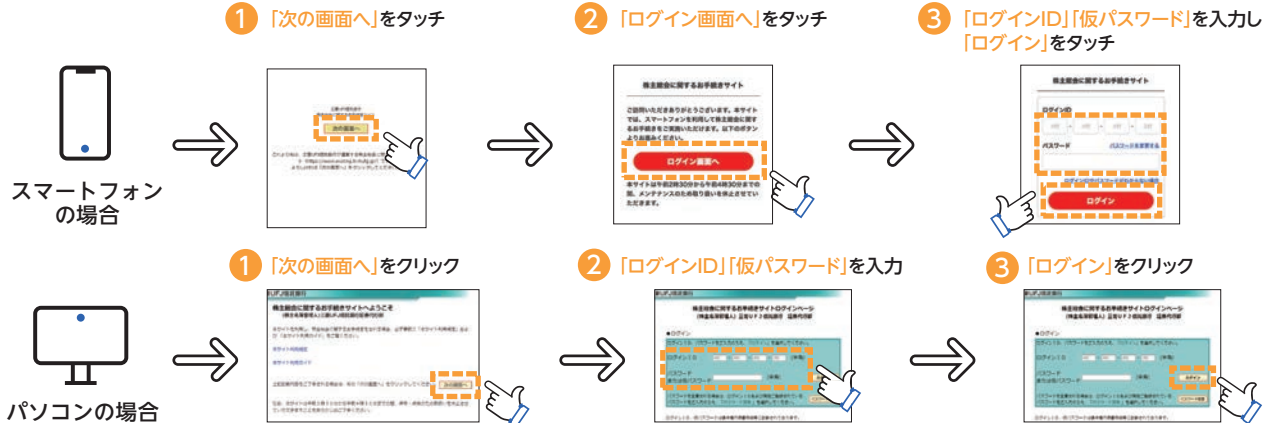
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 「ログインID」および「仮パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。議決権行使ウェブサイトの「ログインID」「仮パスワード」は、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。



上記①～③以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部〔ヘルプデスク〕
0120-173-027 通話料・無料
受付時間・9:00～21:00

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

株式会社TBSホールディングス 御中 議 決 権 の 数

個

私は、2025年 6 月 27日開催の株式会社TBSホールディングス第98期定時株主総会（継続会または延会の場合も含む。）における各議案の原案に対し次（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。 2025年 6 月 日

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否

議案	第8号	第9号
株主提案	賛	賛
株主提案	否	否

→当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

（ご注意）

当社取締役会は、株主提案議案に反対しております。
各議案の原案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<会社提案>

第1号議案

第2号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

- ・ 賛成の場合 >> 「賛」 の欄に○印
- ・ 反対する場合 >> 「否」 の欄に○印

<会社提案> 第3号議案

- ・ 全員賛成の場合 >> 「賛」 の欄に○印
- ・ 全員反対する場合 >> 「否」 の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」 の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

<株主提案>

第8号議案

第9号議案

- ・ 賛成の場合 >> 「賛」 の欄に○印
- ・ 反対する場合 >> 「否」 の欄に○印

当社取締役会は、株主提案議案のすべてに反対しております。

各議案の原案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

会社提案（第1号議案から第7号議案まで）

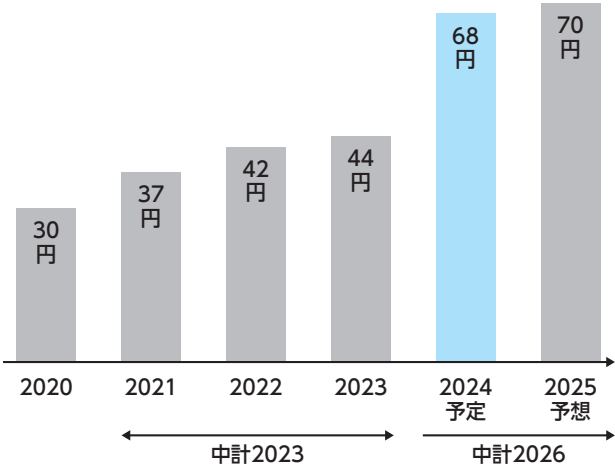
第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を重要な経営課題と位置づけ、「TBSグループ 中期経営計画2026」においては連結ベースの配当性向40%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本としております。なお、特殊な要因で利益が大きく変動する場合等については、別途その影響を考慮して配当額を決定します。

当期の期末配当金につきましては、当期決算の収益に関する諸要素や財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 41円 配当総額 6,712,493,473円 当期の年間配当金は、中間配当金(27円)と合わせて1株につき68円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

【ご参考】1株当たり年間配当額の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役および監査役の責任免除

取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、有用かつ多様な人材の招聘を可能とするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。

変更案第29条（取締役の責任免除）第1項の新設については、各監査役の同意を得ております。

(2) 非業務執行取締役および監査役との責任限定契約

上記（1）同様の目的により、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することができるように規定を変更するものであります。

変更案第29条（取締役の責任免除）第2項の変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 株主名簿への記載等を制限された外国人等株式への配当

放送法の規定により株主名簿への記載または記録を制限された外国人等有する株式に対しても、剰余金の配当を可能にするものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u> 第29条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。 <u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u> 第37条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	<u>(取締役の責任免除)</u> 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項に基づく取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>同法第423条第1項に基づく監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(期末配当) 第42条 当会社は、株主総会の決議によって、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という）をする。 (中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当」という）をすることができる。	(期末配当) 第42条 当会社は、株主総会の決議によって、<u>次の各号に掲げる者に対し、剰余金の配当</u>（以下「期末配当」という）をする。 <u>1. 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u> <u>2. 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年3月31日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第10条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者</u> (中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>次の各号に掲げる者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当」という）をすることができる。 <u>1. 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u> <u>2. 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年9月30日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第10条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者</u>

第3号議案

取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、10名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認可決されますと、独立社外取締役が4名、女性取締役が3名の体制になります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	選任後の 当社における地位	取締役会への 出席状況	指名諮問 委員会	報酬諮問 委員会
1	 再任 さ さ き たかし 佐々木 卓	取締役会長	100%		
2	 再任 あ べ りゅうじろう 阿部 龍二郎	代表取締役 社長	100%	●	●
3	 再任 りゅうほう まさみね 龍宝 正峰	代表取締役 副社長	100%	●	●
4	 再任 げんば やすし 玄馬 康志	専務取締役	100%	●	●
5	 再任 い だ しげとし 井田 重利	常務取締役	100%		
6	 新任 なかたに やよい 中谷 弥生	取締役			
7	 再任 や ぎ ようすけ 八木 洋介	社外 独立	100%	◎	◎
8	 再任 はるた まこと 春田 真	社外 独立	100%	●	●
9	 再任 たけい な つ こ 武井 奈津子	社外 独立	100%	●	●
10	 新任 ギランティ まきの のりこ 牧野 祝子	社外 独立		●	●

◎は諮問委員会の議長を示します。

取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会に必要なスキルセットおよび各取締役候補者のスキルは、次のとおりです。
当社では、「TBSグループ VISION2030」を策定し、メディアグループからコンテンツグループへの変革を進めています。
同計画で掲げた放送の価値向上、成長戦略「EDGE」の遂行、マテリアリティ（重要課題）の解決、サステナビリティ経営による企業価値の向上など、その実現に必要なスキル区分となっています。

	企業経営	財務会計	サステナ ビリティ	法務 コンプライアンス	人材 マネジメント	競争戦略	成長戦略「EDGE」		
						メディア・ コンテンツ	デジタル 領域	グローバル 領域	エクスペリ エンス領域
	●	●				●			
	●		●	●		●			●
	●					●	●		
		●				●			●
			●	●	●	●			
						●	●	●	●
	●		●		●			●	
	●	●					●		●
				●			●	●	
			●		●			●	●

候補者番号

再任

1 佐々木 卓

(1959年7月5日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
72,962株	12回／12回（100%）

略歴および地位・担当

1982年 4 月 当社入社
2009年 6 月 株式会社TBSテレビ 経理局長
2010年11月 当社グループ経営企画局長
株式会社TBSテレビ 経営企画室長
2012年 4 月 株式会社TBSテレビ 編成局長
2013年 4 月 株式会社TBSテレビ 執行役員編成局長
2014年 2 月 当社執行役員
株式会社TBSテレビ 執行役員
2015年 3 月 株式会社TBSテレビ 取締役
6 月 当社取締役
2016年 4 月 当社常務取締役
株式会社TBSテレビ 常務取締役

2017年 6 月 当社専務取締役
株式会社TBSテレビ 専務取締役
2018年 6 月 当社代表取締役社長
株式会社TBSテレビ 代表取締役社長
2024年 6 月 当社取締役会長 取締役会議長（現任）
株式会社TBSテレビ 取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社TBSテレビ 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

佐々木卓氏は、2013年4月に株式会社TBSテレビの執行役員に就任以降、当社および株式会社TBSテレビにおいてコーポレート部門全般を担当し、2018年6月より当社代表取締役社長として当社グループの経営を統括してきました。現在は当社および株式会社TBSテレビの取締役会長を務めております。同氏の経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に関する深い理解と見識等を踏まえ、取締役候補者となりました。

候補者番号

再任

2 あべりゅうじろう 阿部龍二郎

(1964年5月11日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
21,782株	9回／9回（100%）

略歴および地位・担当

1988年 4 月 当社入社
2016年 4 月 当社グループ経営企画局長
株式会社TBSテレビ 経営企画室長
2017年 6 月 株式会社TBSビジョン（現株式会社TBSアクト）
代表取締役社長
2018年 6 月 当社執行役員
2019年 1 月 株式会社TBSスパークル 代表取締役社長

2020年 6 月 株式会社TBSテレビ 取締役
2022年 6 月 当社執行役員 成長戦略担当
2024年 6 月 当社代表取締役社長CEO（現任）

■ 取締役候補者とした理由

阿部龍二郎氏は、2017年6月に株式会社TBSビジョン（現株式会社TBSアクト）代表取締役社長に就任以降、株式会社TBSスパークル代表取締役社長、株式会社TBSテレビ取締役に務めました。当社においては主に成長戦略を担当し、現在は代表取締役社長CEO（Chief Executive Officer）として当社グループの経営を統括しております。同氏の経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に対する深い理解と見識等を踏まえ、取締役候補者としました。

候補者番号

再任

3

りゅうほう

龍宝

まさみね

正峰

(1964年11月1日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
24,564株	9回／9回（100%）

略歴および地位・担当

1987年 4 月 当社入社
2016年 4 月 当社メディア戦略室長
株式会社TBSテレビ メディア戦略室長
2018年 6 月 当社取締役
株式会社TBSテレビ 取締役
2020年 6 月 当社特任執行役員
株式会社TVer 代表取締役社長

2022年 6 月 株式会社TBSテレビ 取締役
2024年 6 月 当社代表取締役副社長（現任）
株式会社TBSテレビ 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社TBSテレビ 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

龍宝正峰氏は、2018年6月に株式会社TBSテレビ取締役就任以降、主に営業、編成、マーケティング等を担当するとともに、株式会社TVer代表取締役社長を務めました。現在は株式会社TBSテレビ代表取締役社長として同社の経営を統括するとともに、当社代表取締役副社長として当社グループの経営を担っております。同氏の経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に関する深い理解と見識等を踏まえ、取締役候補者としてしました。

候補者番号

再任

4 げ ん ば や す し
玄馬 康志

(1965年7月14日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
20,515株	9回／9回（100%）

略歴および地位・担当

1989年 4 月 当社入社
2018年 7 月 当社グループデザイン局長
2019年 7 月 株式会社TBSテレビ グループデザイン室長

2020年 6 月 当社執行役員 成長戦略担当
2021年 6 月 当社執行役員 財務戦略担当
株式会社TBSテレビ 取締役
2024年 6 月 当社常務取締役CFO（現任）

■ 取締役候補者とした理由

玄馬康志氏は、2020年6月に当社執行役員に就任以降、当社および株式会社TBSテレビにおいて主に財務部門を担当し、現在は当社常務取締役CFO（Chief Financial Officer）として当社グループの財務戦略の統括・推進に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績等を踏まえ、取締役候補者としました。

候補者番号

再任

5 ^い ^だ ^し ^げ ^と ^し
井田 重利

(1965年11月30日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
10,741株	9回／9回（100%）

略歴および地位・担当

1991年 4 月 当社入社
2020年 7 月 当社人事労政局長
株式会社TBSテレビ 人事労政局長

2022年 6 月 当社執行役員 ESG戦略担当
株式会社TBSテレビ 取締役
2024年 6 月 当社常務取締役CSO（現任）

■ 取締役候補者とする理由

井田重利氏は、2022年6月に当社執行役員および株式会社TBSテレビ取締役に就任以降、主に非財務部門を担当し、現在は当社常務取締役CSO（Chief Sustainability Officer）として当社グループのESG戦略、人材戦略の統括・推進、コーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス体制の適切な整備等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績等を踏まえ、取締役候補者としました。

候補者番号

新任

6

な か た に

中谷

や よ い

弥生

(1969年1月19日生)



所有する当社の株式の数

8,613株

略歴および地位・担当

1992年 4月 当社入社

2019年 7月 株式会社TBSテレビ DXビジネス局長

2022年 6月 株式会社TBSテレビ 取締役

2024年 6月 当社執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

中谷弥生氏は、2022年6月に株式会社TBSテレビ取締役就任以降、主に営業、ライブエンタテインメント、メディアビジネス等を担当し、現在は当社執行役員として成長戦略の推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績等を踏まえ、取締役候補者としました。

候補者番号

再任

社外

独立

7 や ぎ よ う す け 八木 洋介

(1955年8月12日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
0株	12回／12回（100%）

略歴および地位・担当

1980年 4月 日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）入社
1999年 1月 GE横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・
ジャパン株式会社）人事部門長
6月 同社取締役人事部門長
2002年12月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 取締役
2012年 4月 株式会社住生活グループ（現株式会社LIXIL）執行役副社長
2017年 1月 株式会社people first代表取締役（現任）
株式会社ICMG 取締役
株式会社IWNC 代表取締役会長
6月 株式会社IWNC 取締役会長

2020年 6月 当社社外取締役（現任）

2021年 4月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社people first 代表取締役
株式会社IWNC 取締役
GEヘルスケア・ジャパン株式会社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

八木洋介氏は、国内外の事業会社の人事戦略責任者・経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて、経営に対する有益な意見・提言や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

再任

社外

独立

8

は る た

春田

ま こと

真

(1969年1月5日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
0株	12回／12回（100%）

略歴および地位・担当

1992年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2000年 2月 株式会社ディー・エヌ・エー入社
9月 同社取締役総合企画部長
2011年 6月 同社取締役会長兼執行役員
2015年 4月 株式会社ベータカタリスト 代表取締役CEO（現任）
2017年 3月 株式会社マネーフォワード 顧問
10月 株式会社エクサウィザーズ 代表取締役会長
2018年11月 同社取締役会長

2020年 6月 当社社外取締役（現任）
2022年 4月 パナソニック株式会社 社外取締役
2023年 4月 株式会社エクサウィザーズ 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社エクサウィザーズ 代表取締役社長
株式会社ベータカタリスト 代表取締役CEO

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

春田真氏は、ITおよびエンタメ分野等の事業会社の財務戦略責任者・経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて、経営に対する有益な意見・提言や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

再任

社外

独立

9 武井 奈津子

(1961年2月10日生)



所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
0株	12回／12回（100%）

略歴および地位・担当

1983年 4 月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社
2013年 6 月 同社業務執行役員 SVP
2021年 6 月 同社常務
法務、コンプライアンス、プライバシー担当
法務部シニアゼネラルマネジャー
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）
東京地下鉄株式会社 社外取締役（現任）
2024年 6 月 日本電信電話株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

東京地下鉄株式会社 社外取締役
日本電信電話株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武井奈津子氏は、グローバルな事業会社の法務・コンプライアンスの責任者として豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて、経営に対する有益な意見・提言や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

新任

社外

独立

10 ヴィランティ

まきの のりこ 牧野 祝子

(1972年12月29日生)



所有する当社の株式の数

0株

略歴および地位・担当

1996年 6 月 Monitor Group Inc. (東京オフィス) 入社
1997年 4 月 Bain&Company Japan Inc. (東京オフィス) 入社
1998年 6 月 日本ロレアル株式会社入社
2002年 4 月 Diageo Plc Operation Director
2012年10月 Trendy International Group Co. Ltd.
Business Director

2014年 3 月 Value Retail Limited
Guest Experience Director
2022年 3 月 株式会社グローバル・キャリアデザイン
代表取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社グローバル・キャリアデザイン 代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ヴィランティ牧野祝子氏は、グローバルビジネスおよび人材育成分野での豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて、経営に対する有益な意見・提言や取締役の職務遂行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 本定時株主総会日以降の2025年度の当社定例取締役会開催予定日については、既に各候補者と調整済みであり、取締役会の出席の確保に努めております。
- (注3) 八木洋介、春田 真、武井奈津子、ヴィランティ牧野祝子の各氏は社外取締役候補者であります。
- (注4) 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- ①独立役員について
- 当社は、八木洋介、春田 真、武井奈津子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、ヴィランティ牧野祝子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、新たに独立役員として届け出る予定です。
- ②社外取締役に就任してからの年数（本株主総会終結の時まで）
- | | |
|--------|----|
| 八木洋介氏 | 5年 |
| 春田 真氏 | 5年 |
| 武井奈津子氏 | 2年 |
- (注5) 責任限定契約について
- 当社は、八木洋介、春田真、武井奈津子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定です。また、ヴィランティ牧野祝子氏が選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
- 第2号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されることを条件として、非業務執行取締役候補者である佐々木卓氏が再任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
- (注6) 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合、引き続き当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基礎報酬」、「業績連動報酬」および「株式報酬（業績非連動型譲渡制限付株式）」で構成されていますが、今般、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにいたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

当社は、2021年5月に公表した長期経営ビジョン「TBSグループ VISION2030」および2024年5月に公表した「TBSグループ 中期経営計画2026」のとおり当社グループの中長期的な企業価値向上のための取組を行っております。かかる中長期的な企業価値向上に向けた貢献意識をより高めること、さらには、ステークホルダーの皆さまとの価値観の共有を深めることを目的として、取締役の報酬と当社グループの企業価値との連動性をより明確にするために、当社の役員報酬制度の一部改定を行うこととしました。本制度の導入は、かかる役員報酬制度の改定の一環として行うものであります。

本議案は、2014年6月27日開催の第87期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の金銭報酬の限度額（年額9億円（うち、社外取締役については年額6,000万円（2023年6月29日開催の第96期定時株主総会で年額8,000万円に改定））以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）および2019年6月27日開催の第92期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の株式報酬（譲渡制限付株式）の限度額（年額1億8,000万円（社外取締役は対象外）以内。）とは別枠で、本制度による報酬を、2026年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「対象期間」といいます。ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は、事業報告に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、後述の【ご参考】に記載のとおり変更することを、報酬諮問委員会（社外取締役が過半数を占め、且つ社外取締役が議長を務めております。以下も同様です。）の答申を踏まえ、本年5月14日開催の取締役会において決議しております。本議案は、変更後の当該方針および本制度導入の目的を達成するために必要かつ合理的な内容になっているため、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2023年7月21日に、当社の一部子会社の取締役を対象とする株式報酬制度を導入するために設定済みであり、以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される（ただし、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。）、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として評価対象期間（注1）終了後の一定の時期です。

注1：当社の中期経営計画期間を「評価対象期間」（ただし、初回の「評価対象期間」は、2025年4月1日から2027年3月末日で終了する事業年度）とします。以下も同様です。なお、対象期間を延長した場合には、2027年4月以降は、関係する当社の中期経営計画期間をもって新たな「評価対象期間」として設定します。以下も同様です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く）
② 対象期間	2026年3月末日で終了する事業年度から 2027年3月末日で終了する事業年度まで
③ ②の対象期間2事業年度において、 ①の対象者に交付するために必要な当社株式の 取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金608百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	一の評価対象期間に対する職務執行の対価として、51,500ポイントに当該評価対象期間の事業年度数を乗じたポイント数
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	評価対象期間終了後の所定の時期
⑧ 3.に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から退任（当社の取締役、執行役員、一部の当社子会社の取締役および執行役員並びにその他これに準じる地位のいずれの地位でもなくなることをいう。以下も同様。）する日まで

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託を、信託期間を2023年7月から2028年8月(予定)までの約5年間として設定しております(注2)。

注2：上記(1)のとおり、当社の一部子会社を対象とする株式報酬制度運用のために当社を委託者として本信託を設定済みであり、本信託は、当該子会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当該子会社が拠出(委託者としての当社がこれを信託)した金銭を原資として当社株式を取得しています。

当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金608百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出(本信託に追加拠出)します。本信託は、当社が追加信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、追加取得します(注3)。

注3：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社の執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託するほか、当社の一部子会社の取締役に交付するために必要な当社株式の追加資金として当該子会社が拠出する金額を追加信託することがあります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金304百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します(以降も同様とします。))。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日(原則として評価対象期間の終了後)において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します(注4)。

注4：役位等に応じて定める数に当該評価対象期間における業績連動指標の目標達成率に応じて変動する業績連動係数を乗じて算出するものとします。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、一の評価対象期間に對する職務執行の対価として、51,500ポイントに当該評価対象期間の事業年度数を乗じたポイント数を上限とします。

なお、かかる業績連動指標や業績連動係数のレンジは、報酬諮問委員会にて審議し、同委員会の答申を踏まえて当社の取締役会において決定するものとします。初回の評価対象期間における業績連動指標は、「TBSグループ 中期経営計画2026」において掲げる財務および非財務の目標値等から採用する計6項目とし、また、業績連動係数のレンジは0%から100%までとする予定です(ただし、この算定方法により算定されるポイントの総数が上記のポイント総数上限を超過することとなる場合には、按分等の方法により調整します。))。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が正当な事由以外により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントは消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて、調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として評価対象期間の終了後に、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます（注5）。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

注5：ただし、取締役が評価対象期間の途中で退任する場合には、当該評価対象期間終了より前にポイントを付与したうえで、当社の普通株式を本信託から交付することがあります。この場合には譲渡制限契約の締結を条件としないものとします。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2. (3) ②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任日以後に交付する当社株式（もしあれば）については、譲渡制限を付さないものとします。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

①取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部または一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

②取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

iii) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

iv) 取締役が任期満了、定年または死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合

③取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i) 取締役において、当社またはTBSグループの事業と競業する業務に従事し、または競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）

ii) 取締役において、法令、当社またはTBSグループの内部規程または本譲渡制限契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記（1）にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

i) 当社が消滅会社となる合併契約

合併の効力発生日

ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部または一部を当社の株主に交付する場合に限る。）

会社分割の効力発生日

iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画

株式交換または株式移転の効力発生日

iv) 株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）

株式の併合の効力発生日

v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得

会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）

会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

第5号議案

社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬の限度額は、2014年6月27日開催の第87期定時株主総会において、年額9億円（うち、社外取締役については年額6,000万円(2023年6月29日開催の第96期定時株主総会で年額8,000万円に改定)）以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

また、2019年6月27日開催の第92期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、その報酬枠として、譲渡制限付株式付与のために当社の取締役（社外取締役を除く）に対して支給する金銭債権の総額および当社が発行または処分する当社の普通株式の総数をそれぞれ年額1億8,000万円以内および年90,000株以内としてご承認いただいております。

当社は、2021年5月に公表した長期経営ビジョン「TBSグループ VISION2030」および2024年5月に公表した「TBSグループ 中期経営計画2026」のとおり、当社グループの中長期的な企業価値の向上のための取組を行っています。かかる中長期的な企業価値の向上に向けた貢献意識をより高めること、さらには、ステークホルダーの皆さまとの価値観の共有を深めることを目的として、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にするために、当社の役員報酬制度の一部改定を行うこととしました。

本制度の導入は、かかる役員報酬制度の改定の一環として行うものであり、今般、当社の社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して本制度を導入するために、上記、社外取締役の報酬枠の範囲内にて、新たに、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1,600万円以内いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することいたします。

本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた改定後の対象取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額である年額8,000万円以内と同額となります。なお、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年8,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するもの

とします。

また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は、事業報告に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、後述の【ご参考】に記載のとおり変更することを、報酬諮問委員会（社外取締役が過半数を占め、且つ社外取締役が議長を務めております。）の答申を踏まえ、本年5月14日開催の取締役会において決議しております。本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」は以下のとおりです。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を取締役会により定めており、その概要は下記のとおりです。

<報酬の基本方針>

当社の取締役報酬は、取締役会の諮問による「報酬諮問委員会」の答申に基づき、以下を基本方針としております。

- ・「企業価値の向上」「公共的使命の完遂」を実現するための優秀な人材を確保・維持し、安定した経営の基盤となる報酬制度であること。
- ・「株主の視点」を重視し、株主様との価値共有を進める報酬制度であること。
- ・「報酬諮問委員会」における審議による客観的で透明性の高い決定プロセスであること。

当社の取締役報酬は上記の「報酬の基本方針」に基づき、a.基礎報酬、b.業績連動報酬、c.業績非連動株式報酬、d.中長期インセンティブ株式報酬で構成されています。なお、社外取締役に対しては、b.業績連動報酬およびd.中長期インセンティブ株式報酬を支給しないこととしております。

それぞれの報酬ごとの内容は以下のとおりです。

a.基礎報酬

基礎報酬は、「月例報酬」として取締役毎に、役位、担当する戦略部門、経営環境の変化などを勘案して決定し、毎月支給します。

b.業績連動報酬

業績連動報酬は単年度の業績達成を動機づけることを目的に、役位や役割ごとに標準となる報酬額に対して、

(i) 前年度期末決算短信で公表した業績予想「連結営業利益」に対する実績値の比率によって、8段階ある0%～200%で支給率が変動する「業績連動評価報酬」と、(ii) 各取締役が責任を有する戦略部門の達成状況の定性評価に応じて、7段階ある0%～200%で支給率が変動する「定性評価報酬」からなり、報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会で決定し、支給します。

c.業績非連動株式報酬

業績非連動株式報酬は、中長期の企業価値の向上を動機づけ、ステークホルダーの皆さまとの価値観の共有を深めることを目的に、取締役毎に、役位、担当する戦略部門、経営環境の変化などを勘案して決定した金額分の譲渡制限付株式を毎年交付します。

d.中長期インセンティブ株式報酬

中長期インセンティブ株式報酬は、ステークホルダーの皆さまとの価値観の共有を深め、中長期的な企業価値向上への貢献意識を動機付けるため、中期経営計画において掲げる目標値等の達成状況等を中期経営計画期間終了毎に評価し、「報酬諮問委員会」における審議を経て、取締役会で決定し、譲渡制限付株式を交付します。交付株式数は、役位や役割ごとに定められる標準となる基準ポイント数に、目標に対する達成状況等を踏まえた評価係数（0%～100%）を乗じて算出することとしております。

<取締役報酬の構成等>

当社の取締役報酬の構成等は、取締役会の諮問により「報酬の基本方針」を踏まえて「報酬諮問委員会」が審議し、その答申に基づき決定しております。具体的な構成等は以下のとおりです。

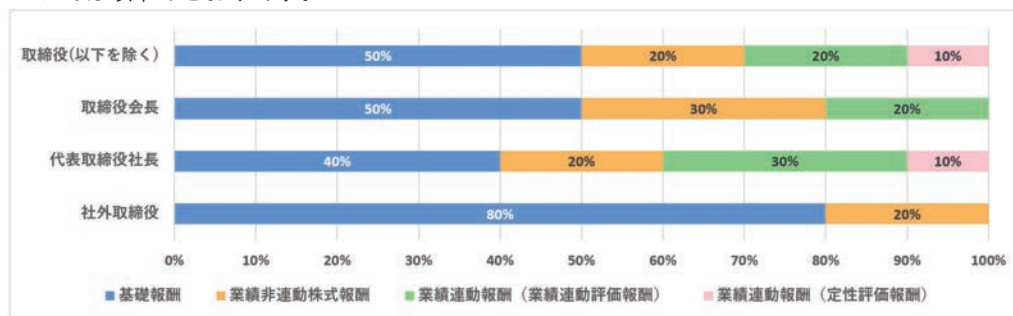
(i)中長期インセンティブ株式報酬と、その他の報酬の割合について

上記のとおり、中長期インセンティブ株式報酬において交付される株式数は、中期経営計画において掲げる目標値等に対する達成状況等を踏まえて評価係数（0%～100%）を乗じて算出されます。その他の報酬（基礎報酬、業績連動報酬および業績非連動株式報酬）の年間合計額を1.0とした場合、中長期インセンティブ株式報酬の年間支給額は約0.3～0.5程度となるように設計しております(※)。

(※)業績連動報酬の支給率を100%、中長期インセンティブ株式報酬の支給率を100%、中長期インセンティブ株式報酬の1年分の交付株式数を、2025年3月31日の東証市場における当社株式終値4,264円を使用して金額換算した場合。

(ii)その他の報酬（基礎報酬、業績連動報酬および業績非連動株式報酬）の構成割合

中長期インセンティブ株式報酬を除いた、その他の報酬（基礎報酬、業績連動報酬および業績非連動株式報酬）の構成割合については以下のとおりです。



(注)取締役の報酬額の標準を100%とした場合の構成比率となります。

なお、業績連動報酬（「業績連動評価報酬」および「定性評価報酬」）の評価によって、中長期インセンティブ株式報酬を除いた取締役個人の報酬は、標準を100%とした場合、社外取締役を除く取締役の報酬総額が60%～140%の範囲で変動します。

第6号議案

監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2014年6月27日開催の第87期定時株主総会において、「年額1億円以内」とご承認いただき現在に至っております。

前回の報酬額改定から年数が経ち、その間の経済情勢の変化、監査役の担う職務の多様化、それに伴う責任の増大を考慮して、優秀な人材を確保・維持するため有効な報酬水準とすべく、監査役の報酬額を「年額1億5,000万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。

第7号議案

一般財団法人 赤坂クリエイティブ財団の活動支援を目的とした 第三者割当による自己株式の処分の件

当社グループは1951年のラジオ放送開始、1955年のテレビ放送開始以来70年以上にわたり、公共の電波を預かる放送事業者として、赤坂を重要拠点に、正確な情報と良質なコンテンツを日本全国へ、性別、年代に分け隔てなく、格差なく提供してまいりました。

また、2024年5月14日に公表した「TBSグループ 中期経営計画2026」では、『Timeless Value（時代を超えた価値）を追求・提供するグループへ』を掲げ、クリエイティブなコンテンツをつくり、放送、配信をはじめとする様々なプラットフォームを介して、日本全国に留まらず世界中に届けることに注力しております。

当社が「時代を超えて世界の人々に愛されるコンテンツとサービスを創り出し、多様な価値観が尊重され、希望にあふれる社会の実現に貢献する」という企業理念に基づき、「最高の“時”で、明日の世界をつくる。」というブランドプロミスを実現するためには、より多くの人々がクリエイティブなコンテンツに触れ、つくること・伝えることの意義・価値を大切にする環境を整備することが重要であると考えております。

そこで、当社祖業の地である「赤坂」がクリエイティブの集積・発信拠点となり、世界中の人々にとって魅力あふれる「AKASAKA」へと進化するための活動を支援することを目的として、本財団の設立を決定いたしました。本財団はその活動を通じて、日本のクリエイティブを振興し、世の中に広く心揺さぶるコンテンツを届けることを目指してまいります。

本財団がその目的に沿った活動を継続的、安定的に行うため、当社は、みずほ信託銀行株式会社を受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得いたします。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動いたします。自己株式の処分は、本財団の活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。なお、本自己株式処分により、本信託が取得する株式の議決権については、信託期間を通じて、行使しないものとします。

本財団の事業を継続的、安定的に実施していくにあたり、活動支援の原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて本信託スキームでは、当面は本自己株式処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量の水準は合理的であると考えております。また、本自己株式処分における希薄化の規模は、発行済株式総数165,591,065株に対し0.99%（小数点以下第三位を四捨五入）と小規模なものであるため、株式市場への影響は軽微であると考えております。

上記の主旨、目的のために1株につき1円という払込金額は合理的であると考えております。本議案では、会社法第199条および第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

処分する自己株式の内容

1. 処分する株式の種類および上限	普通株式 1,640,000株 (発行済株式総数の0.99%)
2. 払込金額の下限	1株につき1円
3. 払込金額の総額	1,640,000円
4. 処分方法	第三者割当による処分
5. 処分先 (予定)	みずほ信託銀行株式会社
6. 処分期日	未定
7. 決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要な その他一切の事項については、当社取締役会の決議において決定する。

※2025年3月31日現在の発行済株式の総数165,591,065株に対して計算しております。

財団の概要

1. 名称	一般財団法人 赤坂クリエイティブ財団
2. 所在地	東京都港区赤坂5-3-6 (予定)
3. 代表理事	佐々木 卓
4. 活動内容	＜クリエイティブ人材・産業の育成への直接的な支援＞ ・クリエイティブ体験格差の是正のための助成事業 ・クリエイター育成のための奨学金事業・コンテスト等の実施 ＜赤坂をクリエイティブの集積・発信拠点とするための支援＞ ・伝統的な文化を含む、多様なクリエイティブの維持・発信のための支援 ・インパウンド需要創出にも資するイベント実施等 ・クリエイティブ企業誘致の取り組み
5. 活動原資	年間約9千万円 (予定) 設立時に当社から3百万円の寄付を行う予定であり、これに上記の自己株式 の処分先である信託の受益者として交付を受ける金銭、その他寄付金等を 活動原資といたします。
6. 設立年月	2025年7月 (予定)

株主提案（第8号議案から第9号議案まで）

第8号議案、第9号議案は、1名の株主さまからのご提案によるものであります。

議案の要領および提案の理由は、株主提案書の原文のまま記載しております。

第8号議案 剰余金処分の件

(1) 議案の要領：

年間の配当金総額が配当性向60％に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金124円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額

第98期1株当たり当期純利益金額に0.6を乗じ小数点以下を切り捨てた金額から27円を差し引いた金額（以下、「配当性向60％相当額」という。）が124円と異なる場合は冒頭の124円を配当性向60％相当額に読み替える。

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当金総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由：

本提案は、資産売却や短期的な過度の株主還元を迫るものではなく、「継続的にROE向上を目指すための適切な資本配分」を求めるものです。

投資有価証券売却益などの特別損益を除いて算出される当社のROEは、過去5年間で一度も3％を超えず、2025年3月期も2％を下回る見込みです。

東京証券取引所の要請する「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向け改革が進んでいると評価することは難しい状況と言えます。

そこで、ROE8%を達成するまで、（配当＋自己株式取得）／自己資本 $\geq$ 8%となる資本規律を導入すべきであり、配当性向としては60%を最低限の水準として求めます。

メディア・コンテンツ事業の収益性向上は不可欠である一方、規律ある資本政策の導入なしにROE8%の達成は困難であると考えます。

第9号議案 自己株式取得の件

（1）議案の要領：

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,500万株、取得価額の総額金540億円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

（2）提案の理由：

この提案は、上記の配当とあわせ、（配当＋自己株式取得）／自己資本＝8%となることを企図する自己株式取得の提案です。

当社の純資産は1兆円を超え、投資有価証券と保有不動産の価値を踏まえれば、数百億円規模の株主還元を行うことがコンテンツ投資を阻害するとは考えにくく、資本効率の向上を通じた中長期的な企業価値の最大化が期待できると考えております。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第8号議案および第9号議案に反対いたします。

本株主提案は、ROE8%を達成するまで、配当と自己株式取得の合計が自己資本の8%となるような株主還元の実施を求めるものであり、2025年度のキャッシュアウトベースでの総還元額は740億円規模になることが予想されます。後述するとおり、当社は「TBSグループ 中期経営計画2026」（以下「中計2026」といいます。）で掲げるキャピタル・アロケーションを着実に推進することを通じて、持続可能な企業価値の向上と資本効率の改善に努めております。他方、本株主提案は、当社の現時点における想定を大幅に上回るものであり、成長戦略投資等への適切なキャピタル・アロケーションを阻害し、結果として当社の中長期的な企業価値を毀損するものと考えております。

当社は、「TBSグループ VISION2030」（以下「VISION2030」といいます。）の第2フェイズとして、2024年5月に「中計2026」を発表いたしました。「中計2026」においては、社会のライフラインである基幹メディアとしての社会的使命を果たしつつ、成長戦略の着実な推進により、企業としての持続可能な成長と中長期的な企業価値向上の実現に最大限注力するとともに、そうした成長を通じて、株主の皆さまへの利益還元をさらに充実させるための施策を両輪で推進していく方針を打ち出しております。

「中計2026」の初年度である2024年度は、連結売上高4,067億円、連結営業利益194億円と、期初予想をそれぞれ67億円、29億円上回る業績を達成いたしました。株主の皆さまへの利益還元のひとつである年間配当金についても、期初予想の一株当たり54円から14円増配の68円を予定しております（2024年度の期末配当が「第1号議案 剰余金処分の件」とおり承認された場合）。「中計2026」の2年目である今年度についても、連結売上高4,250億円、連結営業利益215億円の業績予想のもと、一株当たり配当額70円を予想しております。

当社は成長戦略に関して、「中計2026」で掲げた「コンテンツIPにレバレッジを掛け、EDGEの成長を加速」するため、コンテンツIPの獲得およびマネタイズを目的とした新会社を設立し、300億円規模の積極的な投資を行っていくこと、グローバルビジネス戦略を着実に推進するため、海外のグローバル水準の制作会社や配信プラットフォームとドラマ等の共同制作を行っていくこと、さらにはエンタテインメントと知育・教育（エデュケーション）の掛け合わせによる新しい探究型知育・教育プラットフォームであるエデュテインメント事業を推進していくこと等を打ち出しております。このようにコンテンツグループとしての企業価値向上に向けた具体的な取り組みを着実に進めておりますが、コンテンツIPに対する需要の高まりに伴い、獲得競争が激化するとともに、制作コストは上昇の一途を辿っており、グローバルで当社の事業ポートフォリオを拡充していくためには、従来とは異なる次元でのより一層の成長戦略投資が必要となります。

また当社は、昨今のコーポレートガバナンス・コードの改訂や資本市場との対話を真摯に受け止め、経営のあり方についても不断の見直しを行っております。4月24日に公表したとおり、「当社株式にかかる買収提案への対応方針」に関しては、その有効期間を3年間に1年間に短縮し、引き続き取締役会等で議論を重ね、然るべき時期に同方針が不要との判断に至った場合には速やかに対応できるように変更いたしました。加えて、放送法に基づき株主名簿への記載等を制限された外国人等への配当を実施するべく、本株主総会において「第2号議案 定款一部変更の件」を上程することいたしました。

以上を踏まえて、「中計2026」でご提示したキャピタル・アロケーションに沿って、規律ある資本政策を着実に推進することにより、当社が資本コストを意識した経営を行う上で指標としているROICを向上させ、資本効率を改善させるべく、取り組んでおります。

こうした中、株主還元に関しては、2025年度のキャッシュアウトベースでの配当支払総額と自己株式取得額の合計は、現時点で約350億円規模を予想しております。2024年度の実績である169億円と合算しますと、「中計2026」の順調な進捗に伴い、株主還元として掲げている3年間総額600億円を上回るペースで推移しております。

当社といたしましては、「中計2026」に従った成長戦略および財務戦略等の実現、また、これを通じた株主の皆さまへの利益還元こそが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えており、現時点における開示情報に基づき試算したこれらの数字に関して、「中計2026」の達成度合いに応じて、さらなる資本効率の改善、および、株主の皆さまへの利益還元を検討し、引き続き不断の見直しを行ってまいります。

「中計2026」の財務戦略を含む詳細については、当社ホームページ上で公開している下記の資料をご参照ください。

https://www.tbsholdings.co.jp/about/pdf/plan_2026.pdf

以上の理由から、当社取締役会は、「VISION2030」の実現に向けて、「中計2026」で掲げた成長戦略および財務戦略等を着実に実施することで、中長期的な成長を実現し、安定的かつ継続的に株主の皆さまへ利益を還元するという当社の方針と相容れない本株主提案については反対いたします。

以 上

【ご参考】株主還元の方針と実績

「TBSグループ 中期経営計画2026」における基本方針

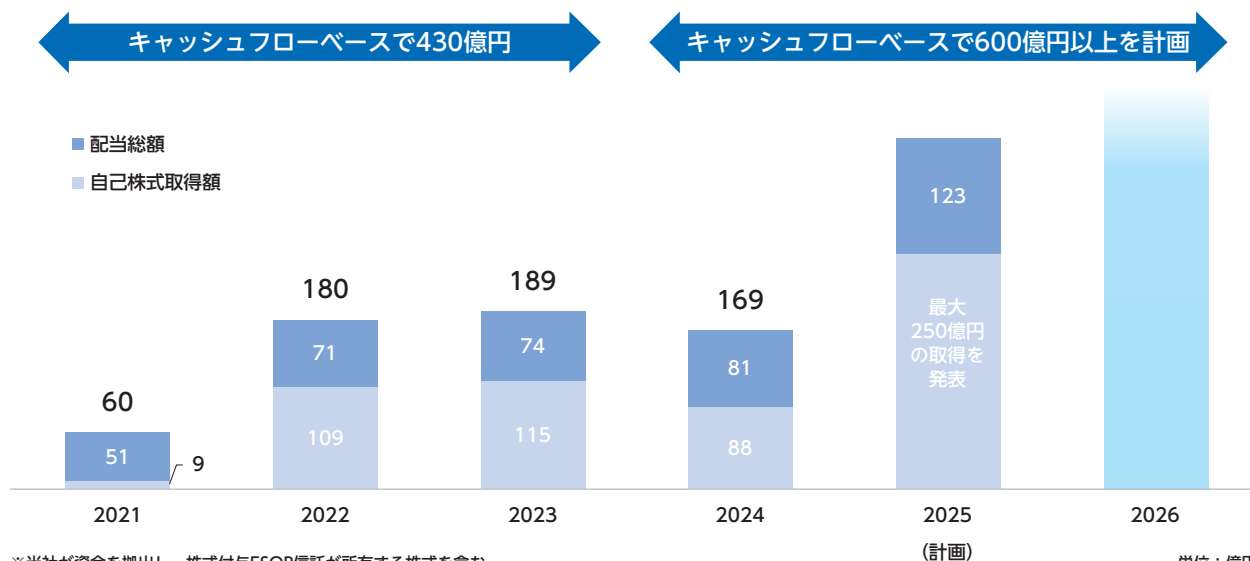
- ・成長投資へ積極的に取り組み、中長期的な利益拡大により企業価値を向上。
- ・連結ベースの**配当性向40%**を目処として、安定的かつ継続的に配当を実施するとともに、**総還元性向を意識**したうえで、自己株式の取得も機動的に実施。

※「特殊な要因」で利益が大きく変動する場合等については、別途その影響を考慮して配当額を決定いたします。

当社は、株主のみなさまへの利益還元をさらに充実させるため、2024年度より、特殊な要因を除いた配当性向を30%目処から40%目処に引き上げました。また、総還元性向を意識して、機動的に自己株式を取得することとしております。

中計2026で掲げた総額600億円規模の株主還元計画（配当＋自己株式取得の総額）に対して、2024年度は169億円の還元を行いました。

2025年度は配当総額123億円（1株当たり70円、前年度比2円増配）を予定しており、自己株式取得も引き続き機動的に実施してまいります。



※当社が資金を拠出し、株式付与ESOP信託が所有する株式を含む

【ご参考】政策保有株式の縮減に向けた取り組み

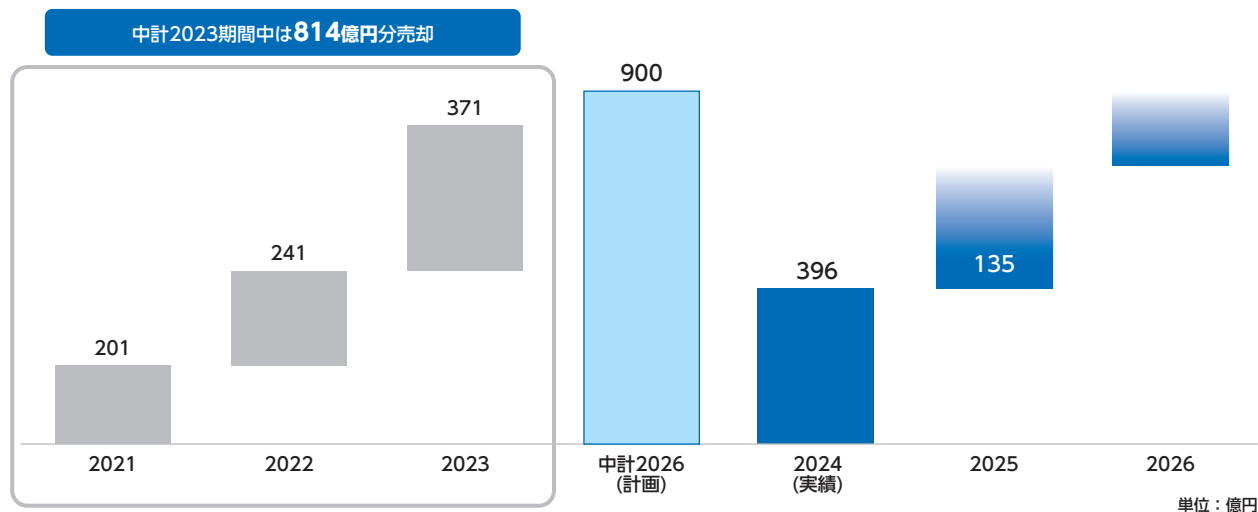
「TBSグループ 中期経営計画2026」における基本方針

- ・コーポレートガバナンス・コードの遵守、及び、資本効率を意識した経営推進に向け、政策保有株式の売却を加速。
- ・株式売却により得られたキャッシュは、**成長投資及び株主還元のための原資**として活用。

当社では、政策保有株式を①JNN系列局や広告会社など中核事業戦略上必要不可欠なグループ②CMスポンサーなどビジネス上のパートナー③成長戦略に活用するための原資という3つのグループに分類したうえで、保有目的・関係性の状況、資本コストに照らした経済合理性等を総合的に勘案し、継続保有の適否を取締役会で毎年検証します。

①②は、保有意義が希薄化した銘柄を随時売却しております。③は戦略的投資のため機動的に売却しております。

中計2026で掲げた900億円以上の売却目標に対して、2024年度は396億円分の売却を行いました。2025年度も既に135億円分の売却を実施し、資本効率の改善に取り組んでおります。



メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ ㇿ

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple rows of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

定時株主総会会場ご案内図



TBS赤坂BLITZスタジオ

東京都港区赤坂五丁目3番2号



- 地下鉄千代田線 → 赤坂駅 3b出口方面 大階段上り 徒歩約1分
- 地下鉄銀座線・丸ノ内線 → 赤坂見附駅 10番出口より 徒歩約8分
- 地下鉄銀座線・南北線 → 溜池山王駅 11番出口より 徒歩約8分

● 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
● 株主総会におけるお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。